**特別養護老人ホーム等の対象施設**

・養護老人ホーム（定員111名以上）

・特別養護老人ホーム

・指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護事業所を含み特別養護老人ホームと併設されていない事業所）

・指定障害者支援施設（生活介護を行う施設）

・盲導犬訓練施設（病院又は診療所と合築又は併設されている場合）

・救護施設（病院又は診療所と合築又は併設されている場合、又は定員111名以上の場合）

・乳児院（病院又は診療所と合築又は併設されている場合、又は定員100名以上の場合）

・児童心理治療施設

・療養介護事業所